

**第五次環境基本計画（土壌農薬部会担当分野）の
点検結果について**

令和2年6月

中央環境審議会土壌農薬部会

【目次】

I	はじめに	1
II	第五次環境基本計画（土壌農薬部会担当分野）の点検の進め方について.....	2
	1. 土壌農薬部会における進捗点検方針	2
	2. 各ステークホルダーからのヒアリングの実施.....	2
	3. 施策シートの作成・審議.....	3
	4. 令和2年度環境白書及び令和元年度の環境省政策評価書の活用	3
III	重点戦略を支える環境政策（4. 環境リスクの管理（1）水・大気・土壌の環境保全及び（2）化学物質管理）	4
	1. 重点戦略を支える環境政策の点検の観点.....	4
	2. 点検項目	4
	3. 部会での個別意見	7
	4. 全体評価.....	8
	5. 今後の取組方針	8
IV	おわりに	10

I はじめに

第 99 回中央環境審議会総合政策部会（令和元年 7 月 8 日）（以下「総合政策部会」という。）において、第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）（以下単に「環境基本計画」という。）の点検の進め方が審議された。そこでは、環境基本計画のメインメッセージである「環境・経済・社会の統合的向上の具体化」を図るため、環境基本計画に位置付けられた施策の進捗を確認するとともに、第六次環境基本計画の策定に向けた課題の抽出及びその対策の検討を有益かつ効率的に行うことを点検の目的とし、中央環境審議会の各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告することとされた。

上記を踏まえ、中央環境審議会土壌農薬部会（以下「当部会」という。）においては、以下の範囲の施策に係る点検を行った。

- ・第 2 部第 3 章（重点戦略を支える環境政策）「4. 環境リスクの管理」の内の「（1）水・大気・土壌の環境保全及び（2）化学物質管理」

具体的には、第 37 回（令和 2 年 1 月 17 日）に当部会で審議を行い、その際には、行政・産業界・有識者からの意見も聴取した。

その上で、本報告書は、令和 2 年度環境白書及び令和元年度の環境省政策評価書等も活用し、取りまとめたものである。

Ⅱ 第五次環境基本計画（土壌農薬部会担当分野）の点検の進め方について

1. 土壌農薬部会における進捗点検方針

第99回総合政策部会において示された環境基本計画の点検にかかる全体方針に基づき、第37回土壌農薬部会（令和2年1月17日）において、以下のとおり本部会における進捗点検方針を定めた。

（1）点検の範囲・観点

①点検の範囲

- ・土壌農薬部会にあつては、「重点戦略を支える環境政策」に位置付けられている「土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理」、「農薬の生態影響評価の改善」の2分野について点検を実施する。

②点検の観点

- ・可能な限り定量評価を交えて、施策の実施状況を点検する。

（2）点検の進め方

①関係者ヒアリング（第1回）

- ・施策の進捗状況等の観点から、水・大気環境局内の担当課室のみならず、有識者・自治体・業界団体等からのヒアリングを実施する。

②施策シートの提出及び報告書取りまとめ（第2回）

- ・「重点戦略を支える環境政策」ごとに施策シートを作成する。
- ・上記関係者ヒアリング及び施策シートを踏まえて、土壌農薬部会の報告書を取りまとめる。

③総合政策部会への報告（令和2年夏頃）

- ・令和2年に開催される総合政策部会において、原則として部会長から、報告書による報告を行う。

2. 各ステークホルダーからのヒアリングの実施

1. で定めた方針に基づき、第37回土壌農薬部会（令和2年1月17日）において、行政・産業界・有識者からヒアリングを実施した。ヒアリングの概要は下記のとおり。（※ヒアリング資料は別添参考資料1を参照。）

（第37回土壌農薬部会（令和2年1月17日））

○環境省 水・大気環境局土壌環境課

「環境基本計画に基づく土壌環境行政の取組状況について」
（土壌汚染対策法の改正、土壌汚染対策法の施行状況等）

○東京都 環境局環境改善部

「東京都の取組状況について」

(調査・措置の適切な実施による安全の確保、適切なリスク管理の促進(改正法の施行事例)、適切な情報開示・周知活動による安心感の向上、課題等)

○一般社団法人土壌環境センター

「土壌環境センターによる土壌汚染の調査・対策の実態調査結果から」
(土壌環境センターの概要、土壌環境センターによる土壌汚染の調査・対策の実態調査結果等)

○環境省 水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

「農薬の生態影響評価の改善へ向けたこれまでの取組」
(農薬取締法に基づく登録基準の設定の枠組み及び進捗状況、法改正に伴う評価対象動植物の拡大等)

○中央環境審議会 土壌農薬部会 農薬小委員会 白石寛明委員長

「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について」
(農薬小委員会における検討経緯、陸域の生活環境動植物(鳥類、野生ハナバチ類)に対するリスク評価手法等)

3. 施策シートの作成・審議

1. で定めた方針に基づき、第38回土壌農薬部会(令和2年6月15日)において、重点戦略を支える環境政策についての施策シートを作成・審議した。作成された施策シートについては「Ⅲ 重点戦略を支える環境政策(4. 環境リスクの管理(1)水・大気・土壌の環境保全及び(2)化学物質管理)」に記載。

4. 令和2年度環境白書及び令和元年度の環境省政策評価書の活用

可能な限り実効的かつ効率的に点検作業を進めるため、施策の進捗や指標等については、別途環境省において作成している「令和2年度環境白書」及び「令和元年度環境省政策評価書」を活用している。(別添参考資料2を参照。)

Ⅲ 重点戦略を支える環境政策（４．環境リスクの管理（１）水・大気・土壌の環境保全及び（２）化学物質管理）

1. 重点戦略を支える環境政策の点検の観点

- ・ 計画上の指標のみで進捗を判断するのではなく、全体として重点戦略を支える環境政策が進捗したかどうかを、定性的及び定量的の両面から評価することとする。
- ・ 環境上の効果を中心に点検を行う。
- ・ 環境白書や政策評価などの既存の資料を最大限活用する。
- ・ 各ステークホルダーからのヒアリング（生の声）を踏まえて点検する。

2. 点検項目

支える／体系分類名	4. 環境リスクの管理
支える／体系項目名	(1) 水・大気・土壌の環境保全
	⑤土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年法律第33号）の施行のため、政省令の整備等を進めるとともに、引き続き調査や措置の適切な実施により土壌汚染に係る安全を確保する。その上で、適切な情報開示、周知活動により安心感の向上や土地取引の円滑化につなげる。
関係部局	-
	<p>(取組の進捗状況)</p> <p>【政省令の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年 4 月 1 日の、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）の全面施行に向け、平成 31 年 3 月までに、政省令、告示の改正・新規制定を行うとともに、施行通知やガイドラインについても全面的な見直しを行った。 <p>【調査・措置の適切な実施による安全の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法を踏まえた調査や措置の適切な実施のため、改正法や改正法を踏まえたガイドラインについて、都道府県・政令市（以下単に「都道府県」という。）等を対象に説明会や研修を実施するなど、丁寧な周知を行った。指定調査機関及び技術管理者に対しては、技能の向上のため、定期的な講習会を行うとともに、改正法を踏まえた技術管理者試験を実施している。 ・ 「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査業務」や環境研究総合推進費を用いて、土壌汚染対策に係る技術開発・研究を推進している。 ・ 1,2-ジクロロエチレン等の 6 物質を対象として、土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しについて順次検討を進めてきたが、令和元年度にカドミウム及びトリクロロエチレンの見直しが完了し（令和 3 年 4 月 1 日施行）、6 物質すべての見直しを終えた（1,4-ジオキサンについては、その特性から土壌ガス調査による検出が困難で効果的な調査及び合理的な対策を行うことが難しいことから、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質に加えられていない。）。 ・ 改正法の国会審議等を踏まえ、生活環境等の保全に係るリスク管理として、生活環境、生態系への影響に関する事例の収集、評価手法に関する検討を実施している。 ・ 環境負荷や社会的・経済的側面が十分に評価・考慮されずに、人の健康リスクの観点からは必要以上の措置が実施されている例（形質変更時要届出区域における掘削除去

の実施等) がお多い。

- ・措置を実施する事業者等への支援については、都道府県によって状況が異なるが、アドバイザーの派遣等のソフト面の支援を行っている例もある。

【適切な情報開示】

- ・土地の土壤汚染の状況について適切な情報開示を行い、土地取得時に詳細な土地履歴を把握すること等に資するため、改正法において、台帳制度の充実を図った。具体的には、土壤汚染対策法（以下「法」という。）第 15 条第 1 項において、都道府県知事は要措置区域及び形質変更時要届出区域の解除台帳を調製・保管しなければならないこととした。
- ・同条第 3 項において、都道府県知事は台帳の閲覧を求められたときは正当な理由がなければ拒めないこととされているが、要措置区域等がある都道府県の大半で、インターネット上に台帳の情報の全部又は一部が公開されているが、インターネット上に公開していない都道府県が一部にみられる。インターネット上に公開している都道府県の中でも公開の範囲には幅があるが、すべての都道府県で指定年月日、所在地及び指定に係る有害物質の種類を 3 項目を公開している。
- ・周辺住民等の安心感の向上のため、汚染された土壤の処理の透明性確保の観点から、施行通知において、汚染土壤処理施設の処理実績や処理方法に係る情報公開の促進を掲げている。これらの情報の公開状況に関し調査を行った結果（全体の処理施設の 6 割強から回答）、インターネット上に情報を公開しているのは 4 割程度であった。また、処理施設に対し、情報公開の実施について指導を行っている都道府県は一部にとどまっている。

【周知活動】

- ・土壤汚染対策法の制度、考え方等を広く国民に理解していただくため、法第 44 条の指定支援法人である（公財）日本環境協会と連携して、一般向けのセミナーの開催や、パンフレット等の広報資料の作成・配布・公開を行っているところ。

【その他】

- ・土壤汚染対策法の施行状況調査の結果、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は約 86%（平成 30 年度末）、となっている（目標：100%）。
- ・併せて、「令和元年度版環境白書第 2 部第 4 章第 4 節 土壤環境の保全」を参照。

施策の評価指標	土壤汚染対策法第 6 条に規定する要措置区域における指示措置の実施率（%）
他施策との連携状況	土壤の汚染に係る環境基準項目の見直し等、水環境の保全施策と連携して推進
課題及び今後の取組方針	【政省令の整備等】 <ul style="list-style-type: none">・改正法の円滑な施行のため、特に改正法等により新設された制度（臨海部特例区域、自然由来等土壤利用施設等）を中心に、都道府県による運用状況を把握するとともに、対応事例の他都道府県への横展開を図っていくことが重要。また、引き続き、ガイドライン等の充実を図るとともに、研修等を通じた改正法の周知が必要である。・改正法の施行状況を適切に把握し、適時に政策に反映させるため、施行状況調査の着実・効率的な実施が必要である。併せて、さらなる調査の実施方法の効率化を検討し、調査結果のとりまとめの早期化を図る。 【調査・措置の適切な実施による安全の確保】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定調査機関及び技術管理者の能力向上のため、引き続き技術管理者向けの講習会や技術管理者試験を着実に実施することが必要である。 ・ 技術開発・研究について、中長期的な視点で取組を進める必要がある。 ・ カドミウム及びトリクロロエチレンの土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しを受け、調査や措置の適切な実施が図られるよう適切な周知を進めていく必要がある。併せて、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質に追加されていない1,4-ジオキサンについて、調査方法の確立に向けた技術的な検討を進める必要がある。 ・ 生活環境等の保全に係るリスク管理に関する検討を引き続き進める必要がある。 ・ 人の健康リスクだけでなく、環境負荷や社会的・経済的側面も評価・考慮した上で、合理的な措置の実施を更に推進していく必要がある（グリーン・レメディエーション、サステイナブル・レメディエーションの推進。）。 ・ 事業者等にとって利便性が高い支援制度の検討（現行制度の再検討を含む。）を実施する必要がある。 <p>【適切な情報開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県に対し、台帳情報のインターネット上でのさらなる公開を促していくことが重要。ただし、区域指定の状況や個人情報保護等の観点も踏まえ、各都道府県の事情に応じた対応が必要であることに留意する必要がある。 ・ 都道府県に対し、汚染土壤処理業者に対する汚染土壤処理施設に係るさらなる情報公開の指導実施を促していく必要がある。 <p>【周知活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般向け広報については、安心感の向上や土地取引の円滑化に資するよう、関係省庁や指定支援法人とも連携しながらさらなる充実化の検討が必要である。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率の向上を目指す。 ・ 併せて、「令和元年度版環境白書第2部第4章第4節 土壤環境の保全」を参照。
--	--

支える／体系分類名	4. 環境リスクの管理
支える／体系項目名	(2) 化学物質管理
⑤農薬については、国民の生活環境の保全に寄与する観点から、従来の水産動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響や水産動植物以外の生物を対象としたリスク評価手法を確立し、農薬登録制度における生態影響評価の改善を図る。	
関係部局	農林水産省、環境保健部
(取組の進捗状況)	

<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は 25 農薬に対して、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和 2 年 4 月より「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準」）を設定した。 ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の改正に伴い、令和 2 年 4 月より、農薬の生態影響評価の対象が水産動植物から陸域を含む生活環境動植物に拡大されることとなったことから、平成 31 年 2 月 7 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対し答申がなされた「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第一次答申）」を踏まえ、以下のとおり対応した。 <ul style="list-style-type: none"> ①同年 4 月に「農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準」（昭和 46 年農林省告示第 346 号）の改正を行い、陸域の生活環境動植物の被害防止に係る規定を新設した。 ②同年（令和元年）6 月に農林水産省において「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）を改正し、水草及び鳥類を農薬登録時の評価対象に追加した。 ③同年 11 月に「鳥類の被害防止に係る農薬の影響評価ガイドンス」を制定した。 ・野生ハナバチ類に係る評価手法についても、土壌農薬部会（第 38 回）において「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（案）」として審議いただいたところであり、答申後、年内をめどに評価対象として追加することとしている。 ・また、水域の長期ばく露による影響評価を農薬登録制度における生態影響評価に追加すべく、技術的な検討を進めているところ。 ・更に、鳥類の長期ばく露による影響評価について、農薬登録制度における生態影響評価に追加する必要性を含め検討を進めているところ。 	
施策の評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類及び野生ハナバチ類に係る評価を実施し、登録基準値を設定した（又は設定不要とした）農薬数 ※現時点ではまだ、これらの基準値設定に至っていない。
他施策との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・試験法についての情報交換等、化学物質管理に係る他施策と連携して推進
課題及び今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度以降、鳥類及び野生ハナバチ類に係る評価を実施するとともに、引き続き評価手法の改善を図る。併せて、これらの生物への農薬のばく露量を確認するためのモニタリング方法を確立する。 ・水域の長期ばく露による影響については、毒性試験の提出要件や試験法等の技術的事項について早期にとりまとめた上で、中央環境審議会にて御審議いただく。

3. 部会での個別意見

（土壌関係）

- ・環境負荷や社会的・経済的観点から、過剰な対策を防止し、健康リスクを踏まえた合理的な対応を推奨していくべき。
- ・中小事業者が活用しやすいよう、土壌汚染対策基金による助成制度の改善や、新たな支援制度作りの検討を進めるべき。その際、環境配慮型融資や、事業継承のための補助金等との連携も検討すべき。
- ・台帳情報のインターネット上での公開を推進すべき。ただし、個人情報保護への配慮が必要な点に留意すべき。

- ・現行法は、汚染された土壌のある深さにかかわらず平面的に区域指定される制度となっており、必ずしもリスクに応じた合理的な対応がなされない場合もあるため、将来的に立体的な区域指定を可能とすることも検討すべき。
- ・土壌汚染対策法は、土壌汚染による健康リスクを主眼とした制度であり、汚染土壌によるリスクが管理された状態となるよう対策を行えば問題ないが、現実には汚染土壌をすべて処理しなければならないと誤解されていることが多い。土壌汚染対策法の趣旨が国民に広く理解されるよう、一般向け広報を充実させるべき。

(農業関係)

- ・ネオニコチノイド系農薬について、ミツバチへの影響が懸念される場所であり、EUでは一部禁止している。我が国としても、科学的に不確実であることをもって対策を遅らせる理由とはせず、スピード感をもって環境リスクを把握し、対策を講じるべき。

4. 全体評価

個別の取組の評価については、各シート中の「取組の進捗状況」のとおりであるが、全体としての評価は次のとおりである。

【土壌関係】

- ・計画に記載された取組について、定量的な評価は困難であるが、政省令の整備等や調査・措置の適切な実施による安全の確保については、特に成果が上がっていると評価出来る。また、適切な情報開示や周知活動についても、それぞれ着実に進捗していると評価出来る。ただし、その多くは引き続き継続的な取組が求められる状況である。

【農業関係】

- ・計画に記載された取組については、それぞれ着実に進捗していると評価出来るが、その多くは引き続き継続的な取組が求められる状況である。とりわけ、長期ばく露による影響に係るリスク評価手法や、陸域の生活環境動植物に係るモニタリング方法の確立へ向けた取組を継続する必要がある。

5. 今後の取組方針

個別の取組の今後の取組方針は、各シート中の「課題及び今後の取組方針」のとおりであるが、上述の評価も踏まえて、今後、次のような取組が必要である。なお、これらの取組に当たっては、今後の新型コロナウイルス対応に伴う社会の変化を踏まえつつ対応を検討していくことが必要である。

(1) 先回り (Proactive) 型の環境マネジメントの推進

- ・土壌汚染に係る被害や生態系に対する影響が十分に顕在化していない化学物質（有機フッ素化合物等）や農薬によるリスクについても、科学的知見の収集を進め、規制の見直しや生態系に対する影響把握など、先回り型の環境マネジメントを進めるなどの取組を進める。

(2) ステークホルダーとの連携強化によるデータに基づく効率的な政策の推進

- ・ 汚染土壌等に係る情報の官民での共有や对外発信、土壌汚染対策法の施行状況の効率的な把握、農薬登録制度における事業者側からの効率的な情報提供など、政策を効果的に進めるため、ステークホルダー間でのデータの合理的な収集及び共有化を推進する。
- ・ これらのデータの集積と活用を図ることにより、エビデンスに基づき、より実効的に政策を進める。

(3) 統合的な取組の推進

- ・ 土壌汚染対策や農薬対策については、環境基本計画における6つの重点戦略中で明確に位置づけられていないが、例えば「②国土のストックとしての価値の向上」や、「④健康で心豊かな暮らしの実現」などにおいて、土壌環境の保全や農薬対策が不可欠であり、また、土壌汚染リスクの適切な管理が土地利用を促すことや、農薬の適正な使用が食料の安定供給において不可欠であることに鑑み、環境・経済・社会の統合的向上にも貢献していく。
- ・ また、土壌汚染対策や農薬対策は、水環境の保全、化学物質管理や生物多様性の保全とも密接に関わっており、これらの政策分野と一層の連携を図っていく。

IV おわりに

今回の環境基本計画の点検結果を踏まえて、環境基本計画のメインメッセージである「環境・経済・社会の統合的向上の具体化」等をより一層図るため、引き続き、環境基本計画に位置付けられた施策を進めていくとともに、今回の点検を通して明らかになった諸課題について検討を行い、各主体とのより一層の協力を推進し、環境基本計画における他の重点戦略・重点戦略を支える施策との密接な連携を図っていくこととする。